

平成16年度公安調査庁が達成すべき目標に対する実績評価結果<要旨>

目 標	基本目標 1	オウム真理教の活動状況を明らかにすることにより公共の安全の確保に寄与する。
	達成目標	観察処分の実施を通じてオウム真理教の活動状況を明らかにする。
評価の内容	<p>観察処分の実施により、教団が、依然として麻原を絶対的な帰依の対象とし、同人の説く危険な教義を保持・信奉し、「麻原回帰」を鮮明にしているほか、事件前と同質の組織構造・修行体系を維持するなど、今なお無差別大量殺人行為に及ぶ危険性を有していることを明らかにした。これらの危険性を解明する上で、仮に観察処分がないとすれば、同種の情報は、公安調査官が団体内部の状況を知り得る立場の者から任意で情報を収集し、その真偽等も含めて内容を評価・分析する必要がある、時間的にも労力的にも多大な負担がかかることと比較して、同処分に基づく立入検査は、公安調査官が教団施設の内部を直接検分できることから、通常の調査活動以上に効率的と言える。また、必要に応じて活動制限を伴う再発防止処分を請求することも可能であることから、同処分は、教団の危険性の増大を防ぐ上で効果的な措置であると考えられる。</p> <p>このほか、教団施設の周辺住民等は依然として、教団に対する不安感を抱いており、教団施設が所在する地方公共団体からは、継続的に調査結果提供の請求を受けていることから、周辺住民の不安感を解消するために今後も同処分に基づく調査結果の提供が必要であると考えられる。また、これらの自治体からは、団体規制法存続の要望書も受理しており、観察処分への期待が寄せられているところである。</p> <p>したがって、教団の活動を明らかにする、教団が有している危険性の増大を防止する、国民の不安を解消する、という点などから、観察処分の有効性が認められた。</p>	

目 標	基本目標 2	内外情勢に関する情報を政府機関に提供することにより公共の安全の確保に寄与する。
	達成目標	内外情勢に関する調査を通じて得られた公共の安全の確保に関する情報を政府機関に適切に提供する。
評価の内容	<p>公安調査庁の調査体制については、情勢の変化に応じた柔軟な体制を敷き、また、外国機関を含めた関係機関と良好な連携を保つことができた。こうした環境の下、国際テロや北朝鮮問題などに関して収集・分析した情報については、政府・関係機関に迅速・適時に提供し、提供先から継続的な情報提供を要請されるなど一定の評価を得たことから、おおむね、迅速かつ適時に、正確な情報を提供できたものと認められる。また、情報提供の形態について、専門的な情報については、随時、作成資料を必要な政府・関係機関等へ提供したり、刊行物により配付したほか、一般的な情報についてはホームページに掲載するなど、情報の質やニーズに応じた効率的な情報提供を行った。これらのことから、政府施策の遂行のための情報提供を的確に行うことができたと思料され、公共の安全の確保に一定の効果があったものと考えられる。</p>	